

令和6年8月28日会議提出議案一覧表（8/21 送致）

- 議案第10号 令和6年度鳥羽市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第11号 令和6年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第12号 令和6年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第13号 鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 議案第14号 鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第15号 鳥羽市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第16号 鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第17号 令和5年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第18号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 認定第1号 令和5年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和5年度鳥羽市水道事業会計決算認定について
- 報告第5号 令和5年度鳥羽市健全化判断比率の報告について
- 報告第6号 令和5年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率の報告について
- 報告第7号 令和5年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について
- 報告第8号 令和5年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率の報告について
- 報告第9号 一般財団法人鳥羽市開発公社の経営状況の報告について

令和6年8月28日会議提出議案概要

議案第10号 令和6年度鳥羽市一般会計補正予算（第3号）

議案第11号 令和6年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第12号 令和6年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第2号）

（別紙の補正予算の概要を参照）

議案第13号 鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

（総務課）

市の執行機関において庁内連携により利用することができる特定個人情報を追加するため、所要の改正を行う。

<内容>

鳥羽市福祉医療費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務において庁内連携により利用することができる特定個人情報に、国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は被保険者資格に関する情報を追加する。

◆施行期日 公布の日

議案第14号 鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

（健康福祉課）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、職員の配置基準を改めるため、所要の改正を行う。

<内容>

小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所における保育士の数並びに小規模保育事業所B型及び小規模型事業所内保育事業所における保育従事者の数について、下記のとおり改める。

・満3歳以上満4歳に満たない児童

おおむね 20人につき1人 → おおむね 15人につき1人

・満4歳以上の児童

おおむね 30人につき1人 → おおむね 25人につき1人

◆施行期日 公布の日

議案第15号 鳥羽市国民健康保険条例の一部改正について

(市民課)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う。

<内容>

国民健康保険法の一部改正に伴い、引用する条項の整理を行うとともに、不要となる文言について削除する。

◆施行期日 令和6年12月2日

(施行日前にした行為等に対する罰則は従前の例による)

議案第16号 鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

(生涯学習課)

運動施設の利用促進を図るため、利用料金の還付に係る規定を見直すことから、所要の改正を行う。

<内容>

利用料金の還付に係る規定について、指定管理者が特別の理由があると認めたときは全部又は一部を還付することができることとし、運動施設の利用促進を図る。(還付する場合及び還付する額は規則で規定する。)

※利用料金の還付期間

	予約日	3月前	→ → → →	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	使用期日
現行		一部(半額)還付				還付なし			
改正後		全額還付	一部(半額)還付				還付なし		
		↑ 全額還付を 追加			↑ 半額還付期間 の拡大				

なお、自己の責めによらない理由で運動施設を使用できなかったときは、利用料金の全額を還付する。

(現行と同様の取扱い)

◆施行期日 公布の日

◆適用日 施行日以後の使用許可の取消しの届出から適用

議案第 17 号 令和 5 年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
(水道課)

令和 5 年度に生じた利益の処分について、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

<内容>

令和 5 年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金 4 億 1,715 万 3,841 円のうち 8,887 万 1,272 円を減債積立金に、8,000 万円を建設改良積立金に積み立て、2 億 4,828 万 2,569 円を自己資本金に組み入れる。

議案第 18 号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
(市民課)

地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定により、三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて関係地方公共団体と協議するため、同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求める。

<内容>

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、三重県後期高齢者医療広域連合規約の別表第 1 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

認定第 1 号 令和 5 年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について
(企画財政課)

令和 5 年度における本市の一般会計及び特別会計の決算について監査委員の審査に付したので、その意見を付けて議会の承認を求める。

(単位：千円)

会計区分		歳入	歳出	翌年度繰越財源	実質収支
一般会計		13,659,376	13,188,795	1,395	469,186
特別会計	国民健康保険事業	2,651,668	2,608,939		42,729
	介護保険事業+	2,828,726	2,732,633		96,093
	定期航路事業	827,036	827,035		1
	特定環境保全公共下水道事業	164,556	142,611		21,945
	後期高齢者医療	578,419	559,205		19,214
合計（一般＋特別）		20,709,781	20,059,218	1,395	649,168

認定第 2号 令和5年度鳥羽市水道事業会計決算認定について
(水道課)

(1) 収益的収入及び支出 (単位：千円)

収入決算額	1,226,196
支出決算額	1,016,327
差 引	209,869
当年度純利益	168,871 (損益計算書より)

(2) 資本的収入及び支出

収入決算額	317,609
支出決算額	698,090
差 引	△380,481

<補てん財源>

当年度分消費税及び地方

消費税資本的収支調整額 40,475

過年度分損益勘定留保資金 91,723

減債積立金 185,283

建設改良積立金 63,000

報告第 5号 令和5年度鳥羽市健全化判断比率の報告について
(企画財政課)

- ・実質赤字比率 ー% (黒字のため)
- ・連結実質赤字比率 ー% (黒字のため)
- ・実質公債費比率 7.7%
- ・将来負担比率 ー%

報告第 6号 令和5年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率の報告について
(定期船課)

ー % (資金不足額が生じないため)

報告第 7号 令和5年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告
について
(水道課)

ー % (資金不足額が生じないため)

報告第 8 号 令和 5 年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率の報告について
(水道課)

— % (資金不足額が生じないため)

報告第 9 号 一般財団法人鳥羽市開発公社の経営状況の報告について
(別紙の各予算書・決算書を参照)